

東久留米市安全・安心まちづくり推進計画

東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会

平成19年10月

東久留米市安全・安心まちづくり推進計画

(目次)

はじめに

～東久留米市安全・安心まちづくり推進計画の策定にあたって～

第1 推進計画の基本方針

- 1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた意識づくり
- 2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり
- 3 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた環境づくり
- 4 推進体制の整備

第2 推進実施計画

市のとりくみ

- 1 庁内体制の整備
- 2 防犯意識の普及と啓発活動の推進
 - (1) 広報活動の推進
 - (2) 行事における啓発活動
 - (3) 事業者への啓発活動等
 - (4) 自主防犯活動団体の育成
- 3 市民活動への支援
 - (1) 地域活動への支援
 - (2) かけこみハウス運動の推進
 - (3) 防犯ステッカー等の配布
- 4 犯罪が起りにくい環境の整備
 - (1) 防犯灯の整備
 - (2) 公園等の公共施設における安全対策
 - (3) 公衆トイレにおける安全対策
- 5 学校等における防犯対策の推進
 - (1) 学校等の防犯管理体制の整備
 - (2) 不審者からの安全確保対策
 - (3) 保護者・地域・関係諸機関等との連携の充実
 - (4) 安全教育の充実

(5) 通学路の安全対策

(6) 連絡体制の整備

6 高齢者や障がいのある人を対象とした施策の検討

7 防犯パトロールの実施

市民のとりくみ

1 身の回りの安全点検

2 地域における安全点検

3 知識習得のための防犯講演会、研修会等への参加

4 地域ぐるみの防犯活動への参加

事業者等のとりくみ

1 従業員への啓発

2 施設等の防犯対策

3 地域の一員としての取組み

土地所有者のとりくみ

1 土地や建物等の防犯対策

おわりに

東久留米市安全・安心まちづくり推進計画

はじめに

～東久留米市安全・安心まちづくり推進計画の策定にあたって～

近年、全国的なひったくり・空き巣ねらい・子どもたちが巻き込まれる犯罪等の増加は、本市においても例外ではなく、都市型犯罪が増加しております。

本市では、このような状況の中で、防犯対策に対する市民ニーズの高まりを踏まえ、平成16年7月、市民参加による「東久留米市安全・安心まちづくり市民懇談会」を設置し、「市民の生活安全に関する条例のあり方の検討」及び「具体的な取り組み策」について、検討を頂きました。

懇談会では、9回にわたり「条例の検討に当たっての考え方」及び「条例の骨子」等について議論を重ね、平成17年1月26日に市長に報告書を提出しました。

報告書では、市民のみなさまが現在及び将来に亘って犯罪のない安全なまちを実現するためには、

市民一人ひとりが、自分の身は自分で守るという防犯意識を持つこと（自助）
市民・各種団体等の相互の連携を図るなど地域でお互いに助け合うこと（共助）
行政の責務（公助）

安全に関わる具体的な事項を協議する「安全・安心まちづくり推進協議会」の
設置

が必要であるとし、この自助・共助・公助の3つが相まって効果が上がるとの観点から、それぞれの責務を明らかにした条例の制定が求められる、といった主旨・内容の報告書を頂きました。

そして、犯罪のないまちづくりに欠かせない「公助」・「自助」・「共助」の考え方を基本とした市民懇談会の報告を踏まえた条例「東久留米市安全・安心まちづくり条例」が、平成17年3月議会で可決され、同年4月1日に施行いたしました。

本条例の施行を受け、「東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、市民が安全で安心して暮らせる東久留米市の実現に向け取り組んでまいりましたが、更に施策を一步進めて、条例の目指すまちづくりを総合的・計画的に推進するための計画を策定し、行政・警察・市民・事業者等が連携して、安全で安心なまちづくりを推進するものです。

第1 推進計画の基本方針

犯罪のない安全・安心まちづくりは、行政・警察・市民・事業者等が連携・協力し、次の事項を基本として推進する。

1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた意識づくり

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分の安全は、自分が守る」という市民自らが防犯意識を持ち、自主防犯意識を高める。

2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり

地域で助け合う意識を醸成し「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域づくりを進める。

地域の安全を確保するため、人権に配慮する中で行政・警察・市民・事業者等が一体となって、自主的な参加による防犯活動を推進する。

3 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた環境づくり

「犯罪にあわない、起こさない」ための環境づくりを進める。

4 推進体制の整備

「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域での安全に対するコミュニティづくりの実現のために、市民や各種市民団体等の理解と協力を得て、継続的で効果的な取り組みとするための仕組みをつくる。

第2 推進実施計画

市のとりくみ

1 庁内体制の整備

行政における防犯の総合的・統一的な施策を展開するため、関係部署の職員で構成する、庁内の横断組織を設置する。

2 防犯意識の普及と啓発活動の推進

犯罪の発生を未然に防ぐためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であり、市民等への防犯意識の普及や啓発活動を推進するため、次の施策を実施する。

(1) 広報活動の推進

防犯意識の普及と啓発をするために「広報紙」「ホームページ」「リーフレット」等による啓発・周知。さらに「広報車」や必要に応じて「防災行政無線」を利用するなど、広く防犯に関する知識の普及・啓発・情報提供等に努める。

[実施内容]

(例) 啓発リーフレット等の作成 など

“ 広報ひがしくるめ ” への掲載

ホームページへの掲載

防災行政無線での呼びかけ

青色回転パトロール車での呼びかけ

啓発看板の作成・設置

(2) 行事における啓発活動

例年、多くの市民が参加する市民まつり等において、啓発リーフレットや啓発品などを配布することにより、防犯意識の高揚に努める。

[実施内容]

(例) 啓発リーフレット・啓発品の配布 など

(3) 事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯知識の普及・啓発及び防犯対策を施した施設の整備等、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう協力依

頼を行う。

[実施内容]

(例) 講習会・研修会への講師の派遣、啓発リーフレットの配布 など

(4) 自主防犯活動団体の育成

平成18年3月にスタートした、防犯ボランティア登録団体制度を更に拡大するとともに、各ボランティア団体相互間の連携・ネットワーク化を進める。

[実施内容]

(例) 各ボランティア団体相互間の連携の仕組みづくり など
防犯ボランティア団体の意見交換会の開催

3 市民活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民や各種団体等が一体となった地域単位の自主的な活動が重要であることから、これらの市民の自主的な地域活動を促進するために、次の支援施策を実施する。

(1) 地域活動への支援

地域における犯罪発生状況や発生場所など犯罪に関する情報を提供するとともに、地域の活動で使用する資機材などを提供する。

[実施内容]

(例) 啓発リーフレット・啓発品の提供、犯罪発生状況の提供、防犯ステッカーの配布 など

警察メールによる犯罪発生状況の提供(市のホームページ)

防犯ボランティア団体等への防犯用品の貸与

(2) かけこみハウス運動の推進

地域の家庭に協力をいただき、子どもが危険を感じたときに駆け込むことにより、身の安全を図るための事業を充実する。

[実施内容]

(例) 対応マニュアル・防犯ステッカーの配布 など

(3) 防犯ステッカー等の配布

各家庭等における犯罪の抑止効果を高めるため、防犯ステッカー等を作成し、配布する。

[実施内容]

(例) 防犯ステッカー・防犯シールの配布 など

4 犯罪が起こりにくい環境の整備

犯罪が発生しにくい都市環境づくりの面から、道路・公園・駐車場・建築物などの整備に当たっては、次のような施策を展開する。

(1) 防犯灯の整備

夜間における歩行者等の安全確保や犯罪の抑止を図るため、防犯灯整備事業等を進め、犯罪が起こりにくい環境をつくる。

[実施内容]

(例) 防犯灯整備事業
防犯灯維持管理事業
防犯灯維持管理支援事業 など

(2) 公園等の公共施設における安全対策

公園等においては、死角をつくらない樹木の配置や剪定、照明灯の整備、防犯看板等を設置するなど、犯罪の抑止策を検討する。

[実施内容]

(例) 樹木・遊具の適正配置、樹木の定期的な剪定、照明灯の点検管理、防犯に配慮している旨の表示の設置 など

(3) 公衆トイレにおける安全対策

照度の確保など個々の立地条件などの状況を把握したうえで、必要に応じ犯罪の抑止策を検討する。

[実施内容]

(例) 照明の点検、定期的な清掃、落書き点検、防犯に配慮している旨の表示の設置 など

5 学校等における防犯対策の推進

(1) 学校等の防犯管理体制の整備

児童・生徒等の安全確保を図るため、教職員等による学校等の防犯管理体制を整備し、また、緊急時に迅速な一斉下校を実施できるよう、体制を整備する。

[実施内容]

(例) 防犯対策マニュアルの見直し、防犯に関する情報の連絡網整備、迅速な一斉下校の実施体制 など
防犯ブザーの貸与(学童保育所入所児童全員)
学校・保育園・学童保育所・児童館に緊急通報装置の設置

(2) 不審者からの安全確保対策

防犯警備機器を活用し、不審者等の侵入防止に努める。

[実施内容]

(例) 校舎内インターホンの設置、教職員等による巡回、不審者侵入対策講習の実施 など
防犯カメラの設置(小中学校)

(3) 保護者・地域・関係諸機関等との連携の充実

児童・生徒等の安全確保を図るため、保護者・地域・関係行政機関等で情報を共有できるよう連携体制を整備する。

[実施内容]

(例) 連絡・連携体制の整備

(4) 安全教育の充実

各種の事件や事故を想定した安全教育を計画的、継続的に実施し、児童・生徒等が防犯の知識を身に付け、安全に避難する方法などについて理解し、

状況に応じて自ら安全な行動ができるように努める。

[実施内容]

(例) 研修会・講習会の充実、新入学児童への防犯啓発リーフレットの配布など

(5) 通学路の安全対策

P T A等と連携し、児童・生徒が日常的に通学等に利用している通学路の安全確保に努めるとともに、地域ぐるみの見守り活動を啓発する。

[実施内容]

(例) 教職員等によるパトロールの実施、安全マップの作成・配布、新入学児童への防犯ブザーの配布、スクールガード・リーダーの配置、地域によるパトロールの実施、防災行政無線・防犯パトロール車等による呼びかけ など

(6) 連絡体制の整備

児童・生徒等の安全確保を図るため、防犯に係わる横断的な組織を設置し、綿密な連絡体制を整備する。

6 高齢者や障がいのある人を対象とした施策の検討

高齢者や障がいのある人たちを犯罪被害から守っていくため、自らの安全を確保していくうえで、必要な知識の普及や啓発を実施するとともに、具体的な方策について、関係機関等と協議、検討を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

[実施内容]

(例) 研修会・講習会の実施、安全対策リーフレット作成の検討

7 防犯パトロールの実施

犯罪の抑止力を高めるため、公用車に青色回転灯を設置し、市職員によるパトロールを実施する。また、地域で職務に従事する市職員が、犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者を保護したり、警察に連絡・通報したりするなどの対応手順を明確化・徹底する。

〔実施内容〕

- (例) 公用車によるパトロールの実施
青色回転灯パトロール車によるパトロール(講習受講者による)の実施
防犯パトロールマニュアルの作成 など

市民のとりくみ

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は「自分たちのまちは自分たちで守る」ということであり、地域住民や各種市民団体がお互いに連携を深め、安全意識を高揚・啓発をしあうとともに、地域住民一人ひとりから地域全体に至るまで、一体となった防犯活動を推進し、地域を挙げて子どもたちを見守る体制を整備していくことが望まれます。

1 身の回りの安全点検

自分のことは自分で守ることを基本に、身の回りの安全点検に努めるとともに、防犯の視点を取り入れた住まいづくりが望まれます。

〔実施内容〕

- (例) 住宅の点検、住宅の防犯性の向上 など

2 地域における安全点検

自分たちのまちは自分たちで守っていけるように、住民相互が連携・協力し、特に、通学路などの安全点検を行うなど、地域の実情にあった防犯活動や安全に関する知識の普及への取組みが望まれます。

〔実施内容〕

- (例) 児童・生徒の通学時間帯における散歩、防犯灯の点検 など

3 知識習得のための防犯講演会、研修会等への参加

防犯のためには、地域住民一人ひとりが安全に関する知識を持つことが必要であることから、防犯に関する講習会や研修会に積極的に参加するなど、知識の習得が求められます。

[実施内容]

(例) 行政機関や町内会等で開催される講習会・研修会への参加 など

4 地域ぐるみの防犯活動への参加

地域において安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、市民や各種市民団体が一体となって防犯活動に取り組むことが望ましく、犯罪の発生箇所の点検パトロールなど、人権に配慮する中で、自主的な参加による地域ぐるみの防犯活動の推進、特に地域を挙げて子どもたちを見守り、犯罪から守る体制を整備することが望まれます。

[実施内容]

(例) 自治会・自主防犯組織による防犯パトロールの実施、消防団による防犯パトロールの実施、地域サークルによるパトロールの実施 など
わんわんパトロールの実施
PTA・保護者会・老人クラブ・農業経営者等によるパトロールの実施

事業者等のとりくみ

1 従業員への啓発

従業員への防犯知識の普及、意識の啓発に取り組むことが求められます。

[実施内容]

(例) 従業員のための防犯研修の開催 など

2 施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設や設備等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場についてはピッキングに強い鍵の設置や防犯カメラ・防犯灯の整備等の犯罪防止に配慮した積極的な対応が求められます。

[実施内容]

(例) 防犯性の高い鍵への交換、防犯カメラの設置、防犯灯の整備 など

3 地域の一員としての取組み

地域の一員として地域住民と一体となって、人権に配慮する中で、警察や市との連携を密にしながら、自主的な参加による犯罪防止に取り組んでいくことが望まれます。

[実施内容]

(例) 地域の見守り活動、不審者発見ネットワークづくりの推進、緊急避難場所としての提供の拡充 など

各事業者の営業車に対するステッカー添付の拡充

土地所有者のとりくみ

1 土地や建物等の防犯対策

防犯に配慮した土地や建物等を維持管理することが求められており、特に、空き地や空家等については、草木や建物の施錠等の防犯に配慮した維持管理が求められます。

[実施内容]

(例) 草刈りや樹木の剪定、敷地内への侵入の防止(柵やフェンスの設置)など

おわりに

本推進計画は、行政・警察・市民・事業者等が、安全で安心して暮らせるまちづくりのためにどのような自主的な活動ができるのかを、それぞれの立場から実施すべき取組みを「推進計画」としてまとめたものです。

その取組みは、今後さらなる充実・強化が期待される取組みについても、できる限り取り入れ、その都度見直しを図ることでより実効性のあるものとするため、発展性を持たせた計画としております。

この推進計画を着実に進め、行政・警察・市民・事業者等がそれぞれの役割を果たすとともに、それぞれが連携を図りながら、市民一人ひとりが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してまいります。

東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会委員

平成17年7月5日から平成19年7月4日まで

東久留米災害防止協会	金 山 昱
東久留米市中央中学校地区青少年健全育成協議会	
	梅 本 富 士 子
一般市民公募	岸 邦 彦
一般市民公募	浦 田 不 二 雄 (平成18年6月29日まで)
一般市民公募	福 野 宏
東久留米市老人クラブ連合会	土 屋 正 夫
東久留米市身体障害者福祉協会	楠 久 美 子
東久留米市自治会連合会	嵯 峨 利 久 代
東久留米市防犯協会	原 口 育 也
東久留米市立小中学校PTA連合会	島 津 聖 子 (平成18年6月21日まで)
	仁 科 め ぐ 美 (平成18年6月22日から)
東久留米市商工会	横 田 吉 正 (平成18年6月21日まで)
	小 高 正 芳 (平成18年6月22日から)
東久留米市民生・児童委員協議会	杉 山 由 紀 子
東久留米市保護司会	神 山 亮 友
東久留米市消防団	島 崎 清 二
警視庁田無警察署生活安全課長	齋 藤 英 俊

会 長

会長職務代理者

東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会委員

平成19年7月5日から平成21年7月4日まで

東久留米災害防止協会	金 山 昱
東久留米市中央中学校地区青少年健全育成協議会	梅 本 富 士 子
一般市民公募	岸 邦 彦
一般市民公募	福 野 宏
東久留米市老人クラブ連合会	土 屋 正 夫
東久留米市身体障害者福祉協会	楠 久 美 子
東久留米市自治会連合会	嵯 峨 利 久 代
東久留米市防犯協会	番 場 憲 雅
東久留米市立小中学校PTA連合会	細 井 静
東久留米市商工会	小 高 正 芳
東久留米市民生・児童委員協議会	杉 山 由 紀 子
東久留米市保護司会	神 山 亮 友
東久留米市消防団	横 山 隆 徳
警視庁田無警察署生活安全課長	長 坂 啓 一 郎

会 長

会長職務代理者

東久留米市安全・安心まちづくり推進計画

発行 平成19年10月

東久留米市総務部総務課